三七 国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示 一四 30 八
三八 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 一四 30 八
四〇 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 一四 30 八
四一 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 一四 30 九
四二 国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示 一四 30 一〇
四三 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示 一四 30 一〇
四四 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示 一四 30 一一
四五 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 一五 31 二 二五 四

四六 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件 二六 特17 三
四七 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件 二六 特17 四
四八 外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件
〇財務省、農林水産省
二 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件 二六 特17 五
〇財務省、国土交通省
一 海上運送法第三十九条の二十六第一項の規定に基づき指定金融機関を指定した件 二一 四
二 造船法第十八条第一項の規定に基づき指定金融機関を指定した件 七 二
〇文部科学省
五 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件 四 三
六 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 七 26 一二

七 学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件 八 27 一二
八 学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件 八 27 一三
九 重要文化財を国宝に指定する件 九 28 二
一〇 文化財を重要文化財に指定する件 九 28 三
一一 登録有形文化財の登録を抹消する件 九 28 五
一二 租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件 一〇 四
一三 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 一〇 29 七〇
一四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示 一五 31 四
一五 文化財を登録有形文化財に登録する件 一七 二
一六 登録有形文化財の登録を抹消する件 一七 四
一七 登録有形文化財の名称を変更する件 一七 五
一八 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件 二一 36 三

一九 令和四年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件 二一 36 四
二〇 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する告示
〇文化庁
二五 四
一 史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件 三 四
五 〃 一六 二
〇厚生労働省
二三 医療法第百二十条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる特定分野を公示する件 一 八
二四 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件 一 22 四
二五 遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物の一部を改正する件 二 23 二八
二六 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を休止した件 三 五
二七 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件 七 二